

府営公園管理要領 (抜粋版)

平成 29 年 4 月 1 日 (改定)

この要領は、大阪府都市公園条例（以下「条例」という。）第 19 条に基づいて指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、大阪府と指定管理者が締結した管理業務契約書に基づいて、府営公園の管理及び条例第 11 条の使用料徴収業務（以下「管理業務」という。）を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、この要領は、大阪府都市整備部の都市計画室公園課及び各土木事務所、並びに各公園の指定管理者で共有するものとする。

◆指定管理者の業務の概要

1. 業務の範囲及び内容

(1) 管理方針

指定管理者は、創意工夫による利用者に対する質の高いサービスを提供し、次の管理方針の内容を理解の上、遵守することが必要である。

①基本方針

19箇所の府営公園（条例第2条に規定する都市公園をいう。以下「公園」という。）は、平成5年に策定した大阪府公園基本構想に基づき、4つのタイプ（健康と生きがいを支える公園、山に親しむ公園、海に親しむ公園、市街地に広大な都市林をつくる公園）に分け、設置している。

公園は、広域的な利用を目的とする大規模公園として次のような様々な機能を有し、その役割を果たしている。

指定管理者は、公園が地方自治法第244条に規定する公の施設であることから、正当な理由がない限り、公園利用者が公園を利用することを拒んだり不当な差別的取扱いをせず、公平・平等に公園を利用できるよう十分に配慮するとともに、公園の特性を十分に理解した上で、施設の運営管理・維持管理を、創意工夫をもって行うものとする。

ア) レクリエーションの場の提供

公園は、地域の人々に様々なスポーツや学習・文化活動の場として、また、安らぎや憩いの場として利用されている。

緑豊かな空間に広場や休憩所、散策園路等を整備し、スポーツや散策、休憩や自然環境学習等に利用できる場を提供することで、人々のストレスを解消し、心身の健康と活力を増進する機能をもっている。

イ) 都市環境の保全・創出

公園は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化等、都市環境の保全・改善を促進する機能を持っている。また、自然観察や環境学習などを通じて、生き物や植物などの自然とふれあい、楽しむことができる快適な空間を創出している。

ウ) 緑のネットワークの形成

府では、周辺の三山系や、淀川、大和川、猪名川等の河川、市街地の中央を貫く府道大阪中央環状線等を緑の骨格として、大規模公園等の緑の拠点やその他の大小様々な緑を有機的に結び、連続性を確保することにより、広域的に重要な緑のネットワークを形成し、府の都市環境の維持と向上に努めていくこととしている。

エ) 都市の防災機能

震災等の非常時には、火災の延焼を防止するグリーンベルトとしての役割を果たすほか、広域の避難場所や支援部隊の活動拠点となるなど、府民を災害から守り、被害の拡大を防ぐ機能を有している。

また、河川の水を一時的に貯留することにより、洪水を防ぐ遊水地として

の機能を有する公園もある。

オ) 都市の景観形成機能

公園の緑とオープンスペースは、木々の四季折々の変化等により、都市に安らぎと潤いを与え、風格ある美しい都市づくりに欠かせない機能をもっている。

カ) ハートフルパーク

公園の計画・設計にユニバーサルデザインを導入するなど、高齢者や障がい者、子ども等、誰もが利用しやすい公園を目指している。さらに、高齢者や障がい者等の公園利用をサポートするボランティアを養成するなど、すべての人々が快適に利用できる公園づくりを進めている。

キ) グリーンこらぼねっと

表情豊かな公園を創造し、人と緑のネットワークをもっとまちに広げていくため、公園を拠点として地域住民やNPO等の参画による協働のための場づくり、仕組みづくりを推進している。

②運営管理方針

ア) 多様なニーズに応えるため、常にお客様である来園者の要望等を聴取し、管理業務に反映するとともに、多くの府民が公平かつ平等に公園利用できるように、適正な管理に努めること。

イ) 誰もが気軽に利用できる公園となるよう、公園の良好な運営を確保し、利用者サービスの向上と日常利用の促進に努めること。

ウ) 施設や園地の魅力アップや利用の活性化（様々なイベントや魅力的なプログラムの実施等）に努め、多くの府民に利用されるよう、利用促進に努めること。

エ) ボランティアやNPO、企業等多様な主体との連携・府民との協働を積極的に推進すること。

オ) 「大阪府生きものとふれあえる都市公園計画」（平成13年3月策定）においては、生き物を保全活用し自然環境学習に利用する区域を「自然学習ゾーン」としており、地域の自然環境の保全と創造に努める「保全ゾーン」と、効果的に自然環境学習に活用する「活用ゾーン」に細分している。ゾーン区分に応じて自然環境の保全創出と自然環境学習への活用を努めること。

③維持管理方針

ア) 既存植生については、公園の特性や利用形態等を踏まえ、適切な保全管理を行うこと。

イ) 植栽地（植込地、花壇、芝生、樹木、草地等）の管理については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮した上で、良好な植栽景観となるよう、適正に維持・育成するための必要な管理を行うこと。

ウ) 各種施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持するよう、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画（平成27年3月策定）」に基づき、長寿命化に資する日常的な保守と計画的できめ細かな修繕等を行い、来園者の快適かつ安全な利用を図るよう

適正な維持管理を行うこと。

また、施設寿命等を勘案し、小規模な公園施設については適宜更新を行うなど、中長期的な視点を取り入れた維持管理に努めること。

④その他

上記方針以外でも次の公園管理に関連する府の行政計画については、参考とすること。

ア) 将来ビジョン・大阪（平成20年12月策定）

イ) みどりの大阪推進計画（平成21年12月策定）

(6) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じなければならない。また、地震等の災害や事件等の危機事象発生時において、府をはじめ警察・消防等と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しなければならない。

- ① 事故や災害が発生した場合は、平日、休日、夜間にかかわらず、迅速かつ的確に情報伝達するとともに、対応できる体制を確立すること。
- ② 事故等が発生した場合は、被害者の救護・保護等の応急措置を講じること。また、その状況を本府に報告するとともに、必要に応じ関係機関に連絡をとり対処すること。
- ③ 重大な事故については、直ちに書面等により本府に報告し、その指示に従うこと。
- ④ 特に、大規模災害が発生した際は、広域避難場所等に指定されている公園（防災公園）については、府と協力して的確に対応できるよう体制を確保すること。

7. 異常気象時等の体制

(1) 指定管理者は、異常気象時等^(※1)には、府営公園の適正な管理を行う上で、待機連絡と円滑な初動対応が可能となるよう、「大阪防災ネットメール配信サービス」等を活用し気象警報等情報の収集に努め、万全の危機管理体制を確立するとともに、府や警察・消防等と連携をとりながら適切に対応しなければならない。また、府が実施する防災訓練等に積極的に参加すること。

※1 異常気象時等とは次の①から⑤を意味する。

- ①管理する公園の存する市町村において、気象警報が発表された場合（※2）
- ②管理する公園の存する市町村において、津波警報・注意報が発表された場合（※3）
- ③管理する公園の所在地及び所管事務所管内において震度4以上の地震が発生した場合、大阪府下において震度5弱以上の地震が発生した場合、その他の自然災害発生時
- ④感染症や事件等の危機事象発生時

⑤その他、公園利用者の生命・身体等への被害が及ぶ恐れがあるとき
 なお、前記①～⑤にかかわらず管轄する土木事務所が必要と判断する場合は上記に準じた体制を構築するものとする。

※2 深北緑地においては、治水緑地機能を有するため、次の場合も含めて対応すること。

○一級河川寝屋川の「寝屋川治水緑地」における水位がOP+3.5mを超える恐れがある場合

※3 ②の対象となる公園は、6公園（住吉公園・住之江公園・浜寺公園・二色の浜公園・りんくう公園・せんなん里海公園）とする。

(2) 指定管理者は、管理する公園の存する市町村において、次に掲げる場合は、府営公園の適正な維持運営管理を考慮し、条例第6条の規定による利用の禁止又は制限の措置を講じなければならない。利用の禁止又は制限の措置を講じる又は解除するときは、府と連携を取りながら行うものとする。

- ① 特別警報が発表された場合
- ② 暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
- ③ 土砂災害警戒情報の発表があった場合
- ④ 高潮警報又は津波警報が発表された場合
- ⑤ 避難準備情報が発表された場合
- ⑥ その他必要と判断する場合

※③の対象は、6公園（服部緑地（いなり山）、箕面公園、枚岡公園、錦織公園、長野公園、せんなん里海公園（岬町））とする。

(3) 役割分担

	異常気象時等（地震時除く）	地震時
土木事務所の業務	①指定管理者へ情報提供 ②被害のまとめ ③災害復旧	○防災公園（後方支援活動拠点や広域避難場所となる公園）における役割分担については「資料8-1、8-2」及び「資料9」のとおり ○防災公園以外の公園については左記に同じ
指定管理者の業務	①自主的な情報収集 ②利用者の安全確保 ③公園施設の保全 ④被害状況把握 ⑤土木事務所への状況報告 ⑥園内危険区域の立入り・使用禁止措置、倒木復旧などの緊急応急処置	
協力して対応する業務	①石川河川公園の異常気象時の利用者の避難誘導など安全確保 ②住吉公園・住之江公園・浜寺公園・二色の浜公園・りんくう公園・せんなん里海公園の津波警報・津波警報・注意報の発表時の利用者の安全確保	

(4) その他

①落雷の危険がある場合の利用者の安全確保

・園内放送のある公園の場合

【時点】雷鳴や稲光を感じたとき。

【対応】園内放送により、公園来園者に対し、公園外への避難、安全な場所への避難を呼びかける。

園内放送例；雷注意報が発令されました。高い木の周りは雷が落ちる危険性がありますので、なるべく最寄りのコンクリートの建物や車の中など、安全な空間に避難してください。
等

【考え方】利用者の身の安全を確保するため、最低限の注意喚起を行う。

【夜間】園内放送はしない。張り紙により日常から注意喚起を行う。

・園内放送のない公園の場合

【対応】張り紙（以下を参考に作成）により日常から注意喚起を行う。

※なお、イベントなどの催しものについては、申請の際に、主催者へ、交通整理や救護体制や事故時の連絡体制など事故防止計画の作成をお願いしており、この計画作成が許可の条件となる。落雷対策についても防止計画に組み入れて注意喚起すること。

②竜巻が発生する恐れがある場合の利用者の安全確保

・園内放送のある公園の場合

【時点】竜巻注意情報が発表された場合

【対応】園内放送により、公園来園者に周知

園内放送例；竜巻注意情報が発表されました。竜巻が発生する危険性がありますので頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

【考え方】利用者の身の安全を確保するため、最低限の注意喚起を行う。

【夜間】園内放送はしない。張り紙により日常から注意喚起。

・園内放送のない公園の場合

【対応】張り紙（以下を参考に）により注意喚起を行う。

(参考（気象庁 出典リーフレット；竜巻から身を守るより）)

○竜巻注意情報が発表されたら

特に・人が集まる屋外行事

- ・テントの使用や、子ども、高齢者を含む屋外活動
- ・高所、クレーン、足場等での作業のように、安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始を心がけて下さい。※発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

※発達した積乱雲の近づく兆しとは…

以下のような状況になると、竜巻の発生するような発達した積乱雲が、あなたの間近まで近づいている可能性があります。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

注意) 発達した積乱雲が近づいた場合の代表的な現象を記したものです。これらの現象が必ず発生するとは限りませんし、はっきりしない場合もあります。異変を感じたら、早めの避難を心がけて下さい。「竜巻注意情報」の発表から約1時間は注意してください。

8. 救 護

- (1) 指定管理者は、利用者の事故等救護活動を要する事態が発生したときは、直ちに、最も適切な措置をとらなければならない。
- (2) 指定管理者は、前項の措置（擦傷、切傷等軽微な事故等による措置を除く。）をとった場合は、その結果を、速やかに土木事務所に報告するものとする。

17. 公園利用者の受動喫煙防止対策について

来園者の受動喫煙防止対策については、次の方針に基づいて、具体的に禁煙とする施設を定める等の対策を講じること。

- (1) 室内又はこれに準ずる環境は、全面禁煙とする。
※これに準ずる環境＝階段状となっているためにたばこの煙に暴露するおそれのある構造となっているスタンドを有し、一度に多数のものが集合して利用する野球場や陸上競技場等の観覧席など。
- (2) 屋外施設の中でも、遊具が設置されているなど子どもの利用が多いと想定されるエリアや、スポーツ施設内、場所の特性から禁煙とすべきエリアについては、禁煙とする。
- (3) その他のエリアについては、周囲の方への受動喫煙に注意するよう、園内放送等により呼びかける。

第5章 維持管理業務

1. 維持管理業務

維持管理業務の内容は、原則として本要領によるほか、募集要項及び各公園の管理マニュアルに定めている事項及び毎年度作成される事業実施計画書に記載される事項となる。

標準的な業務内容については「別表第2」とおりとする。また、現場作業は、来園者や近隣の住民に十分配慮し、警備員の配置や周知等により安全や衛生の確保に努めること。

前指定管理者の管理期間中は実施していない事項や前指定管理者の未処理の事項についても、公園の品質向上の観点から積極的に取り組むものとする。

2. 施設管理

(2) 駐車場

次に掲げる事項等、利用者のサービス向上に努めなければならない。

- ①場内の車両誘導
- ②場内の除草、清掃
- ③府から貸与するパーキングシステムを使用する場合にあたっては、保守点検（2回／年）実施。
- ④駐車場出入口等の歩行者の安全確保
- ⑤駐車場付近の不法駐車等の注意喚起
- ⑥駐車場出入口及び沿道の渋滞対策

(3) 食堂・売店

厨房の清掃・消毒、食品の適切な保管などの衛生管理に努め、利用者に安全な食品を提供しなければならない。

(4) 休憩所

利用者が、常時、快適に利用できるようにすること。

(5) 園路

- ①常に良好な状態を保ち、来園者の通行に支障のないようにすること。
- ②災害時等で直ちに復旧が不可能な場合は、通行止め等の処置を行い、大阪府と協議すること。

(10) その他 施設補修

- ①公園入口、園路、広場、ゲート、柵、遊具施設、休憩所、便所、電気給排水設備、樹木、植 樹帯等の各種施設に異常や不具合があった場合の初期対応（立ち入り禁止措置、応急処置、関係機関との調整等）を適切に行うこと。
- ②日常的な下枝の除去、流出土砂の清掃等による安全確保作業を適切に行うこと。
- ③消耗部品の交換や施設補修（補強、塗装等）などを適切に行い、日常的な施設の延命化に努めること。

(18) 防災関連施設

防災関連施設（出入口、防災トイレ、非常用発電装置、照明装置、非常用放送施設など）の適切な維持管理（保守点検や修繕など）を行うこと。また、防災用に改修された公園外周部分については、避難住民が逃げ込みやすいように、定期的に低木・地被類の適期の刈込みを行い、適正な高さ・幅で維持管理すること。なお、幹線道路に面した外周であることから、景観面にも配慮し、枯れた箇所については、適宜、補植を行うこと。

3. 点 検

公園施設の点検は、「大阪府営公園公園施設安全管理要領」を基準とし適切に行うこと。

6. 土木事務所への報告

指定管理者は、次の各号に掲げる場合が生じたときは、速やかに土木事務所に報告し、対応策について協議するものとする。ただし、事業実施計画書に記載されている業務はこの限りでない。

- (1) 樹木の大規模な補植を要する必要が生じたとき。
 - (2) 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
 - (3) 建物又は工作物について大規模な補修を行う必要が生じたとき。
 - (4) 業務遂行上、疑義が生じたとき。
 - (5) 各種感染症やセアカゴケグモなどの害虫が発生したとき。
 - (6) 管理する公園区域内で※「差別落書き」を発見したとき。
 - (7) その他、公園施設の機能を良好に維持するために緊急な措置を講じたとき。
- ※差別落書きを発見したときは「差別事象報告書」により土木事務所に報告すること。

7. 衛生管理

公園は、不特定多数の来園者の利用があるため、トイレやプール、親水空間などの利用に対する感染症等の予防対策を行うこと。また、各種感染症等の発生が確認された場合は、指定管理者は土木事務所に直ちに第 1 報を報告し、その後も逐一報告すること。(土木事務所は公園課に報告すること)

- (1) 公園において様々な感染症等が発生した場合の関係機関との連絡体制を作成すること。
- (2) 特に食中毒が多く発生する夏場については、親水施設の水質調査やトイレなど公園利用者が直接触れる施設について洗浄や消毒の実施、手洗い場に薬用石鹸を設置して手洗いの励行をすすめること。
- (3) 来園者に対し、チラシや張り紙による注意喚起や啓発活動などの対策を講じること。

〔便所及びスポーツハウス等〕

対策：石鹸容器の設置や消毒の実施すること。

＜設置基準＞

- ・手洗い水栓に石鹸容器を設置すること。
- ※手洗各々に石鹸容器を設置（但し手洗い間での兼用が可能な場合を除く）
- ・一般園地に設置されている手洗いについても石鹸容器を設置すること。

＜管理基準＞

- ・既設水栓や石鹸容器の破損は早急に修繕すること。
- ・薬用石鹸、逆性石鹸を使用すること。
- ・便所については、通常の清掃に合わせ消毒を実施すること。
- ・消毒液は、塩化ベンザルコニウム50%溶液を250倍に希釈したものを使用すること。
- ・散布量は、30ml/m²、散布範囲は、床及び床面より1.5mの範囲を噴霧法にて実施すること。
- ・ドアノブ等利用者が直接触れる所についても消毒を行うこと。
- ・溶液の取り扱いには十分注意し、消毒作業中及び消毒液が乾くまでの間、来園者による便所の使用を禁止すること。

〔食堂・売店の衛生管理〕

対策：食品衛生法等の法令に従い食材、機器の適正管理及び従業員の衛生管理を徹底すること。

啓発：チラシ、張り紙等により、来園者に対して衛生面の注意・啓発をすること。

(2) ウエストナイル熱

ウエストナイルウイルスは野鳥の体内で増えたウイルスが蚊によって人に感染し、突然の発熱で発症するもので、人から人への感染は無い。公園ではウエストナイル熱の早期流行予測のため、日常巡視によるカラス等の死亡鳥類を発見した場合は直ちに報告すること。

(5) 鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、公園で発生するものではなく、また人に感染する可能性は極めて低く、鶏やアヒル、うずら等の家畜伝染病であるが、公園にも生息するカラスからの伝染経路が主であることから日常巡視により野鳥の大量（一箇所ですら5羽以上）死亡を確認した場合には直ちに報告すること。

(7) セアカゴケグモ

セアカゴケグモは、ゴケグモ属の神経毒を有する毒グモで、公園においても側溝や水路等において生息が確認されている。セアカゴケグモを発見した場合は、焼却や薬剤散布等により直ちに駆除すると共に報告すること。また、周辺区域についても点検し、来園者への注意喚起を行うこと。

(8) デング熱

デング熱については、蚊を媒体としたデングウィルスの感染により発症する伝染病であることから、「府営公園におけるデング熱への対応について」にもとづき、日常的な管理業務の中で、蚊の発生源を除去するように努めること。

(日常管理業務の中での留意事項)

- ・成虫対策としての清掃の実施や、ごみや不要物を片付ける。

例：下草を刈るなど、成虫が潜む場所をなくす。風通しを良くし、日光が当たるようにする。

- ・公園などに多数存在する幼虫発生源をなくす。

例：古タイヤや空き缶など、ごみや不要物（水がたまるもの）を片付ける。

(9) その他

公園においてその他感染症等が発生した場合は、適切な対策を講じること。

○食堂・売店のアレルギー対策について

〔対面販売を行う食堂・売店のアレルギー対応〕

対策：対面販売を行う食堂・売店においては、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案した、えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生の7品目（特定原材料）について、利用者から原材料等を尋ねられた場合は、お答えできるようにしておくこと。なお、これ以外に特定原材料に準ずるものとして20品目あるので準じた取扱いに努めること。また、調理を行う場合、コンタミ（調理器具の併用による、アレルギー物質の混入）への対策に留意すること。

啓発：予め店頭で販売する食品の特定原材料等を記した案内表示を設置しておくことも一つの手段である。

8. 植物管理

○留意事項

ア. 植物管理に関しては、本要領および「各公園 管理マニュアル」によるものとする。

イ. 植物管理は、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び実施する。

作業は原則として平日に行い、公園利用者が多い日・祝日および土曜日には行わないこと。

ウ. 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行う。また、公園周辺の民家等、境界を接する部分、特に越境木に関する苦情が多数発生と思われる以下について、未然防止に努めること。

- ・ 落葉による側溝や桶などの排水阻害
- ・ 越境木による日照被害
- ・ 越境木による電線等への接触や隔離不足

エ. 剪定や伐採により発生する植物残材については、指定管理者で適切に処理することとし、特に再資源化の観点からチップ化などのリサイクルに努めること。

オ. 機械等を使用する安全講習を受けること。

カ. 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的な農薬散布に頼らず、巡視等によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。誘殺、塗布、樹幹注入など散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。

また、除草剤に関しては、原則使用しないこととするが、運動施設のメリケンソウ対策など、やむを得ず除草剤を限定的に使用する際は、事前に土木事務所と協議のうえ、使用の承諾を得ること。なお、除草の頻度・回数を減らす目的で、除草剤を使用することは認めない。

農薬の使用に関しては、

環境省が発行する「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル」

http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/manual1.html

に従い、適切に使用すること。

○管理基準

「各公園 管理マニュアル 資料編 維持管理対象数量表」に記載された数量を参考に、除草区域図・花壇区域図等において示す区域等について本要領別表第 2 に示す標準管理内容と同等以上の管理を実施することとする。

(1) 草地管理

各公園の利用が最も盛んな時期（GW およびシルバーウィークなど）までに除草を行うこと。

草丈を高いまま放置せず、公園利用者が快適に感じるよう適宜除草すること。

バッタなどの昆虫や、植物の保存育成を目的とする区域を設ける場合、景観にも配慮するとともに、幼虫の食草に適した新芽が出るように一部除草するなど、実際に効果のある除草手法をとること。

①草刈（一般事項）

- (ア) 草刈箇所は事前に現地調査し、既存樹木・草花、施設等に損傷を与えないように行わなければならない。
- (イ) 万一、損傷した場合は、土木事務所に報告するとともに、指定管理者の責任によって、速やかに原状に復旧すること。
- (ウ) 草刈作業に際し、あらかじめごみ類、空き缶等作業上支障となるものは、除去すること。
- (エ) 樹木等に絡んだつる性植物は、除去しなければならない。
- (オ) 作業完了後は、作業地及びその周辺（園路等）を清掃すること。
- (カ) 作業に際しては、公園利用者等に危害がおよばないように、カラーコーン等での作業区域の明示や必要に応じて作業箇所のシート養生等、安全上万全の対策をとらなければならない。
- (キ) エントランスや園路広場等、利用頻度の高い場所は美観、利用状況を考慮し重点的に草刈を実施すること。
- (ク) 公園周辺の民家や道路との境界沿いの草刈に留意すること。
- (コ) 集草・運搬・処分は遅滞なく行うこと。

②草刈（抜き取り）

人力抜き取りは、根、地下茎等を除去しなければならない。

③草刈（刈り取り）

- (ア) 刈り取りは、地際とする。
- (イ) 刈り取りは、刈りむらのないよう均一に刈り取ること。特に樹木や柵等工作物の周辺については、刈り残しのないよう仕上げること。

④草刈（機械（肩掛式・ロータリー式））

- (ア) 作業前に小石等を除去し、周囲に跳ね飛ばさないように注意すること。
- (イ) 刃による小石の跳飛ばしや雑草の吹き出し方向に注意すること。
- (ウ) 法面の草刈は、表土の流失を防ぐために地面を露出させないように刈高に注意すること。

⑤範囲

草刈範囲は各公園の管理マニュアル(資料編)の除草範囲図を基本とするが、境界沿いの草の越境等は、必要に応じて実施すること。

（メリケントキンソウ対策）

近年、種子にトゲのあるメリケントキンソウ（外来生物）の生息場所が広がっていることから、その生態を理解し、平素から園内巡視等により、メリケントキンソウの生育状況の把握に努める。また、利用者が座ったり手をついたりする草地広場や芝生広場等において、メリケントキンソウの繁殖を発見したら、トゲが肌に刺さってケガにつながる恐れがあることから、来園者への注意喚起を行うと共に防除対策を講じて、利用者がケガをしないように対処する。なお、防除対策はメリケントキンソウの結実前（※5～6月に結実）に行う。

【防除対策例】

- ①手抜き駆除
 - ・侵入初期など繁殖範囲が狭い時に有効な対策
- ②薬剤散布
 - ・汎用性のある標準的な防除対策
 - ・希釈された木酢液や雑草抑制剤、塩化カリウム等の散布（標準 2 回 異なる時期に散布）
- ③バーチカルカッティングによる生育抑制
 - ・バーチカルカッティング用の作業機械を使用してメリケントキンソウを切断して衰退させる
- ④草刈高さの調整による侵入抑制
 - ・草刈高さを 50mm 以上に設定してメリケントキンソウ以外の雑草繁茂により侵入抑制を図る（利用状況や景観を考慮のうえ選択する必要がある）
- ⑤芝生の繁茂によるメリケントキンソウの侵入抑制
 - ・有料運動施設などで用いられる対策手法の一つで、芝生の成長を促進させターフの厚みと密度を高めることで侵入抑制を図る
 - ・芝生の成長促進のため、成長促進材の散布や灌水及び刈込の回数を増加させる
- ⑥表土剥取り
 - ・表土を剥取り芝生を張替え

※メリケントキンソウの防除対策については、現在のところ確立された対策手法はなく、上記対策例は、現在、府営公園で行われている対策事例を示しているにすぎない。

※利用者のケガの未然防止を第一に考えて、メリケントキンソウの繁茂場所や繁茂状況、利用状況などを踏まえながら、現場条件などに適した防除対策を選択し実施する。なお、各公園管理マニュアルに示されている防除対策を優先して実施する。

(2) 芝生管理

芝生は、遊んだり、スポーツといった利用芝生と鑑賞、修景を目的とした芝生に分けられ、芝生管理はこれらの芝生の機能を維持することを目的として実施するものでそれぞれの機能を発揮するように行うこと。

作業に際して、公園利用者等に危害が及ばないよう、万全の対策をとること。

- ①芝刈り
 - (ア) 刈り高は、使用目的に応じて設定すること。
 - (イ) ほふく茎が、縁石や芝生地内の施設に乗りあがらないよう、また低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ②施肥
 - 施肥は、均一に施工すること。
- ③目土掛け
 - 目土掛けは、全体に凹凸のないよう、均一に施工すること。
- ④病虫害防除
 - 環境省が発行する「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル」

http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/manual1.html

に従い、適切に防除するものとする。

⑤エアレーション

踏圧等による土壌の固結による土壌中の通気性を良くすることで根の発育を促進し芝生の若返りを図るために行うこと。

(3) 樹木管理

風圧による転倒の予防、特別な樹形の保持、病虫害などの除去、枯損枝・徒長枝・支障枝等の除去、生育・開花等の調整、防犯上の見通し確保などを目的として行うもので公園の各部分の植栽機能を理解し機能を発揮できるよう管理を行うこと。

①剪定

- (ア) 剪定の施工に先立ち試験的に剪定するなど、細心の注意を払うこと。
- (イ) 施工については、各樹種の特性及び植栽目的に合った剪定方法により、行わなければならない。
- (ウ) 園路への枝等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝等は、公園利用者に支障のないように速やかに処理しなければならない。

②病虫害防除

環境省が発行する「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル」

http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/manual1.html

に従い、適切に防除するものとする。

- (ア) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくものとする。
- (イ) 薬剤、展着剤等の材料は、効力の維持と安全性とを考慮して、保管しなければならない。
- (ウ) 事前に病虫害の発生状況を調査すること。
- (エ) 農薬を散布する場合は、散布予定日時を公園利用者をはじめ周辺住民に通知しなければならない。
- (オ) 薬剤調合は、指定の希釈倍率や調合方法を守って正確に調合し、薬液が均一化するよう十分にかき混ぜなければならない。
- (カ) 散布作業は、人体への影響を十分考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用して行うなど、作業員の安全に対して適切な処置を講じなければならない。
- (キ) 公園利用者をはじめ対象物以外のものに、飛散した薬液が掛からないように、又付近の住宅や河川、池等を汚染することのないよう、万全の対策をとらなければならない。
- (ク) 使用後の空ビン、空カン等は、危険のないように適正に処理しなければならない。
- (ケ) 農薬使用の記録を取ること。

(松喰虫・カシノナガキクイムシ（ナラ枯れ）・ウメ輪紋ウイルス防除)

園内樹木を健全に保つため、平素から園内巡視等により、生育状況を把握すると共に、松枯れ、ナラ枯れ、及びウメ輪紋ウイルスの早期発見に努めること。松枯れ及びナラ枯れが発生した場合は拡散防止等の対策を行う。またウメ輪紋ウイルス感染の疑いのある樹木（※）を発見した場合は、速やかに土木事務所及び植物防疫所管機関に通報すること。

なお、各公園管理マニュアルの中で、公園の立地条件に応じた松枯れ、ナラ枯れ、及びウメ輪紋ウイルス対策に関する作業が示されている場合には、その対策作業を実施する。

※ウメ輪紋ウイルス感染の恐れのある樹種については、以下を参照。

http://www.maff.go.jp/pps/j/information/kinkyuboujo/ppv_host.html

【防除対策例（松枯れ）】

①薬剤散布

・5～6月にマツノマダラカミキリムシの成虫の駆除を目的とした薬剤散布

②樹幹注入

・マツノザイセンチュウに対する耐性をつけて枯死を予防することを目的として薬液を幹に注入

③伐採

・マツノマダラカミキリムシの成虫が飛翔する4月までに松枯れ木を伐採し焼却等による処分

【防除対策例（ナラ枯れ）】

○基本方針

◆枯死木の倒木による第三者被害の防止を中心に、園内外への被害の拡大や拡散を防ぐため、基本的に駆除・伐採を中心に対策を実施する

○基本対策

ア) 日常巡視により、ナラ枯れの被害状況を把握する（全ての被害木に目印を付けて実態を把握。立ち入り禁止区域や、山の公園（箕面公園、枚岡公園、長野公園）の園路沿い以外など、倒木、落枝による来園者への被害の及ぶ恐れのない箇所の樹木等は除く。）

イ) ナラ枯れの被害木のうち枯死木（半枯死含む）については、5月迄に大阪府と指定管理者で分担して伐採・焼却、伐倒・、燻蒸処理（または破碎処理）等を実施する。

※倒木（落枝含め）の際に公園隣接地の私有地や周辺道路への影響があるものなど、緊急性の高い枯死木（小規模本数の枯死木含め）については、指定管理者の方で対応する

ウ) カシノナガキクイムシの穿孔を確認した初期段階で、以下のような対策を講じて、枯死を防ぐ（生存木を増やす）。

◆薬剤散布及び被覆材（ビニールシートやメッシュネットなど）で覆ったり、或いは粘着シートを巻くなど、穿入成虫の薬殺・マスアタック防止やアタック成虫の捕獲。

◆カシナガトラップを設置して、アタックに飛来するカシノナガキクイムシを捕獲。

エ) ナラ枯れの被害木のうち生存木について、被覆材（ビニールシートやネット、粘着シートなど）で覆って脱出防止（拡大防止）。

※ナラ枯れ防除対策については、利用者等の安全性を第一に考えて、ナラ枯れの発生場所や発生状況（発生本数等の規模）、利用状況などを踏まえながら、現場条件や被害規模に応じて、大阪府と協議しながら防除対策を実施する。

(6) 草花管理

植え付け後の草花の健全な生育、美観を保つために花柄摘み、整姿、補植、灌水、追肥、病虫害防除を行う。

①地ごしらえ

(ア) 土壌改良は、所定の深さまで土壌を掘り起こし、反転し、古株、雑草、ゴロ土、ゴミや石を取り除き、凹凸の無いよう均すこと。

(イ) 土壌改良材や元肥等を必ず使用し、所定の深さに均一に鋤き込み、十分に床土と混ぜ合わせること。

②植付け

(ア) 草花等の定植に先立ち、花壇の配色・デザイン等について検討すること。

(イ) 草花等の材料は、病虫害が無く、花付きの良い健全なものでなければならない。

(ウ) 植え替えにともなって発生する草花等は適切にリサイクルもしくは処分すること。

(エ) 検討したデザインに従い、むらの無いよう植え付けること。

(オ) 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり根が浮き上がったものは、植え直すこと。

(カ) 補植する場合は、既存の草花に損傷を与えないよう十分留意すること。

③花がら摘み・整姿

(ア) 花がら摘み、摘花は、時期、開花状況及び花壇全体の状態に留意し、花壇を長く鑑賞できるように努めること。

(イ) 整姿は、花芽の分化時期に十分留意し、開花時の姿を想定しながら施工しなければならない。

④病虫害防除

内容は「(3) 樹木管理」に準ずる。

(ア) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づくものとする。

(イ) 薬剤、展着剤等の材料は、効力の維持と安全性とを考慮して、保管しなければならない。

(ウ) 事前に病虫害の発生状況を調査し、散布予定日時を公園利用者をはじめ周辺住民に通知しなければならない。

(エ) 薬剤調合は、指定の希釈倍率や調合方法を守って正確に調合し、薬液が均一化するよう十分にかき混ぜなければならない。

(オ) 散布作業は、人体への影響を十分考慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用して行うなど、作業員の安全に対して適切な処置を講じなければならない。

(カ) 公園利用者をはじめ対象物以外のものに、飛散した薬液が掛からないように、又付近の住宅や河川、池等を汚染することのないよう、万全の対策をとらなければならない。

(キ) 使用後の空ビン、空カン等は、危険のないように処理しなければならない。

⑤灌水

(ア) 水質は、動植物に有害な物質を含まないものを使用すること。

(イ) 灌水は、花苗等を傷めないよう丁寧に行い、水が根に十分浸透するよう施工すること。

(ウ) 灌水は、天候、生育状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行うこと。

⑥施肥

(ア) 液体肥料の施肥では、希釈率に十分留意すること。

(イ) 固形肥料の施肥は、直接花や葉に肥料が掛かると害を与える場合があるので、丁寧に行うこと。

⑦除草

(ア) 作業にあたって、手や踏みつけなどにより、草花に損傷を与えないよう十分留意すること。

(イ) 雑草は根から引き抜くものとし、草花に損傷を与えないよう十分留意すること。

9. 清掃

○留意事項

ア. 園内清掃及び便所清掃は来園者に不快感を与えないよう常に綺麗な状態を維持するよう努めること。

イ. 行楽シーズンなどゴミが多く発生する期間や場所については別途体制をとり対処すること。

ウ. 定期的な巡視において汚れの激しい箇所や便所はその都度実施し、対処すること。

エ. 将来計画として「公園内ゴミ箱ゼロ」を目指しており、府営公園では、ゴミ箱の全撤去に向けて、平成 15 年から「ゴミ箱のステーション化」に取り組んでいることから、イベント時におけるマナーアップキャンペーンや園内放送によるゴミ持ち帰り運動への協力を促す取り組みなどを実施しなければならない。

(1) 園内清掃

①作業

(ア) 作業は来園者の多い土・日・祝日前後を中心に行うこと。

(イ) 作業にあたっては公園利用者に清掃作業中であることを表示すること。

(ウ) 作業に伴う車両の走行は徐行（時速 10km以下）とし、来園者には十分注意すること。また、ゴミ運搬時には積載したゴミが飛び散らないようシートなどで覆うこと。

②清掃方法

(ア) 拾い集めたゴミは、ビニール袋に入れ集積すること。

(イ) ビニール袋については、処分先に規定があればその規定された規格の袋とする。

(ウ) 園路、休憩所、エントランス広場などに落ち葉等がある場合は、ほうきかけ等を行い、集積した落ち葉や砂は樹林地内に敷均する等適切に処理すること。なお、ブローアーを使用する場合には、歩行者、通行車両、周辺住宅等に粉塵などが飛散しないよう十分注意するとともに、必要な対策を講じること。また、騒音、排気ガスについても苦情が生じないよう十分配慮すること。

(エ) 側溝や集水桝蓋に詰まった土やゴミがあれば取り除くこと。なお、年

に1回は必ず幹線園路沿いの集水桝についてすべて清掃（泥だめ内の土砂・ゴミの除去）を行うこと。また、排水の悪い区間については、計画的に管渠清掃を行うこと。

- (オ) 舗装表面に付着したガム等は舗装面を傷めないように除去すること。
- (カ) 休憩所や案内板、ベンチ等の施設に、くもの巣や汚れを見つけた場合は除去すること。

③塵芥処理

- (ア) 回収したゴミは処分先の規定に基づく分別を行い処分すること。
- (イ) その他、処分先の条件がある場合は、それを遵守すること。
- (ウ) 一般廃棄物処理法など関係法令を遵守すること。

(3) 便所清掃

①作業

- (ア) 作業は来園者の多い土・日・祝日前後を中心に行うこと。
- (イ) 作業は便所入口に「便所清掃中」の表示を行い、来園者に知らせること。
- (ウ) 作業時にトイレットペーパーの補充をその都度行うこと。
- (エ) 作業時に鏡や便器などの破損や水漏れ等を発見した場合は修理を行うこと。

②清掃方法

- (ア) 洗浄はトイレ専用の薬品を用い、ブラシ等で丁寧に行うこと。
- (イ) 薬品洗浄後は水で洗い流し、すべることが無いように必要に応じて水切りを行なうこと。
- (ウ) 建物内外の壁面やブース内の落書き等はその都度除去すること。ただし、差別落書きについては、立ち入り禁止措置により現状を保全し、速やかに土木事務所に報告すること。土木事務所はすみやかに現場確認を行い、各市の人権関係所管部局と協議の上、指定管理者に対応を指示すること。
- (エ) 天井や照明器具等の蜘蛛の巣はその都度除去すること。
- (オ) 夏の期間（7月から9月の3ヶ月間）は、O-157対策として清掃の都度、消毒を行なうこと。

③確認

便所清掃を外注する場合、作業完了の後、管理事務所職員が確認すること。

10. 自動体外式除細動器（AED）

各公園には以下の「自動体外式除細動器（AED）」を設置すること。

機器が常に使用可能な状態であることを日常的に点検するとともに、使用期限の確認及び有効期限内の交換を確実に行うこと。設置、点検、確認、交換・更新等は、AED本体・パドル・バッテリーなど全ての機器が対象であるため、指定管理者において確実に行うこと。なお処分についても、適切に行うこと。

また、有効期限内であっても、機器を使用したことにより交換する必要性が生じた場合には、交換を確実に行うこと。

その他

1. 利用促進等

- (1) 指定管理者は、公園利用について適宜広報、催物、IT の活用等を行い、利用の促進に努めるものとする。
- (2) 指定管理者は、公園ボランティアの受入れ等府民との協働による公園管理の推進に努めるものとする。
- (3) 指定管理者は、自ら行う広報、催物の内容等具体的な実施方法について、あらかじめ土木事務所に協議しなければならない。

4. 検査・監査への協力

- (1) 指定管理者は、土木事務所が行う実地調査等に際しては、これを拒み、妨げ又は資料若しくは報告書の提出を拒んではならない。
- (2) 大阪府の機関が行う検査及び監査には協力しなければならない。

5. 情報管理

- (1) 指定管理者は、業務の遂行にあたって知ることのできた情報の取扱いについては、大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、この業務が終了した後においても同様とする。

12. 法令改正

指定管理期間中に法改正により新たに点検や検査が追加された場合、府と協議のうえ対応するものとする。

第5章1

業務内訳(施設管理)

項	目	細目	分類	業務内容	その他
植物管理	草地管理	除草工	除草 A	来園者の利用目的となる芝生広場などを対象とし、4月～11月中旬に、年7回を標準として実施する。刈草は、4回以上は集草・運搬・処分すること。	標準回数にかかわらず、美観・利用者の快適性の観点から必要と考えられる箇所について随時草刈りを行うことが望ましい。 深北緑地・石川河川公園では、刈草は全て、集草・運搬・処分すること。 また、浜寺公園の除草 B 区域では、集草・運搬・処分すること。
			除草 B	来園者の利用に供する広場などを対象とし、4月～11月中旬に、年5回を標準として実施する。刈草は、3回以上は集草・運搬・処分すること。	
			除草 C	来園者が日常利用する区域・園路沿いを対象とし、4月下旬・7月中旬・9月上旬・11月上旬の年4回を標準として実施する。刈草は、状況に応じて、2回以上は集草・運搬・処分すること。	
			除草 D	来園者が日常利用するが、樹林地・灌木などにより、雑草の生育がやや少ない一般園地を対象とし、4月下旬・8月初旬・9月下旬の年3回を標準として実施する。8月初旬・9月下旬の刈草は、集草・運搬・処分すること。	
			除草 E	一般樹林下など対象とし、4月下旬・9月下旬の年2回を標準として実施する。9月下旬の刈草は、集草・運搬・処分すること。	
			除草 F	利用が少ない区域などを対象とし、9月下旬に年1回を標準として実施する。	
	樹木管理	剪定工	高木剪定	自然樹形を基本として、樹形の骨格づくり、樹冠の整形、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止や、園路にはみ出す枝など危険枝の除去を実施する。	標準回数にかかわらず、美観・風害防止・樹勢維持の観点から必要と考えられる箇所につい
			低木剪定	花木類は花芽分化の時期に注意するなど、樹種の特성에応じて実施する。	

	薬剤 散布工	マツノザイセンチュウ防除薬剤散布	マツノマダラカミキリの羽化時期に注意しつつ5月と6月頃の2回実施する。	て随時行うことが望ましい。
		高木薬剤散布	病虫害の発生し易い樹木を対象とし、発生時期に必要な最小限実施する。	
		低木薬剤散布		
		施肥工	高木施肥	
	低木施肥			
	芝生管理	芝生管理工		スポーツターフ以外の修景的な芝生について、芝刈、人力除草、施肥、目土散布、灌水、サッチ除去、エッジ処理を必要に応じて行う。
リサイクル	剪定枝リサイクル工	チップ化など	剪定枝などをチップ化し、マルチング材や、堆肥としての再利用を図るなど、有効活用を図る。	
花壇管理	花壇管理工	1年草花壇	花壇管理計画に基づき、植付(土壌改良、元肥を含む)を指定の回数実施し、灌水、除草、ピンチ、花がら摘みなどを適宜行う。	
		宿根草花壇	2～3年毎に堀上げ、株分け・分球、土壌改良を実施し、施肥、灌水、除草、ピンチ、花がら摘みなどを適宜行う。	

清掃管理	園内清掃	園内清掃 A	来園者が特に集中する時期や区域(公園入口・主要な施設付近など)を対象とし、週4回を標準として実施する。	美観・利用者の快適性の観点から必要と考えられる箇所について随時行うことが望ましい。
		園内清掃 B	来園者が集中する時期や区域(児童遊戯場・主要な広場など)を対象とし、週2回を標準として実施する。	
		園内清掃 C	来園者が日常利用する区域(園路・広場など)を対象とし、週1回を標準として実施する。	
		園内清掃 D	来園者の利用が比較的少ない区域(樹林地など)を対象とし、隔週1回を標準として実施する。	
		園内清掃 E	来園者の利用が少ない区域などを対象とし、月1回を標準として実施する。	
		園内清掃 F	来園者の利用がほとんどない区域などを対象とし、年1回を標準として実施する。	
	便所清掃	便所清掃 A	来園者が特に集中する時期や区域を対象とし、週3回を標準として実施する。7月から9月の期間は消毒液を散布する。	手洗器 薬剤補充 美観・利用者の快適性の観点から必要と考えられる箇所について随時行うことが望ましい。
		便所清掃 B	来園者が集中する時期や区域を対象とし、週2回を標準として実施する。7月から9月の期間は消毒液を散布する。	
		便所清掃 C	来園者が日常利用する区域を対象とし、週1回を標準として実施する。7月から9月の期間は消毒液を散布する。	
	塵芥処理	一般処理工	公園内で発生したゴミ等を収集・分別し、関係法令に基づき適正に処分する。	

		不法投棄処理工	不法投棄防止のため、巡視などの対応を実施する他、関係法令に基づき適正に処分する。(家電4品目を含む)		
		側溝清掃工	園路や広場の水溜り防止のため、随時清掃を行う。	前指定管理者の管理期間より滞水している場合でも、随時清掃を行う	
		管路清掃工	園路や広場の水溜りがある箇所を中心として随時清掃を行う。		
施設維持	施設補修	園路・広場補修	舗装補修工	園路・広場の舗装を部分的に補修する。	
		構造物補修工	縁石・擁壁・排水構造物などを部分的に補修する。		
	修景施設補修	樹木撤去工	枯損・支障・危険木などを撤去する。	支柱撤去 樹名札 設置	
		補植工	樹木撤去した箇所に同一樹種を補植する。		
		支柱設置工	補植樹木の形状・寸法に応じた支柱を設置する。		
		芝生張替工	病虫害・磨耗等で枯れた芝生を部分的に張り替える。		